

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次の通りです。

i. 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

ii. 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次の通りです。

取得原価が判明しているもの・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

i. 市場価格のあるもの・・・・会計年度末における市場価額

(売却原価は移動平均法により算定)

ii. 市場価格のないもの・・・・取得原価

② 出資金

i. 市場価格のないもの・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 13 年 ~ 50 年

工作物 10 年 ~ 60 年

物品 2 年 ~ 17 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法

③ リース資産

i. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以

内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金については、過去 5 年間の平均不能欠損率又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給総額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

i. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ii. i 以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 工作物及び物品並びにソフトウェアの計上基準

工作物及び物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又

は固定資産の取得価額等の概ね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当なし

3 偶発債務

該当なし

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。
一般会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
実質赤字比率 0%
連結実質赤字比率 0%
実質公債費比率 13.0%
将来負担比率 23.2%
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 一百万円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 330 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 減債基金に係る積立不足額 一百万円
- ② 基金借入金（繰替運用） 一百万円
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 12,226 百万円
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
標準財政規模 8,757 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 880 百万円

将来負担額 22,769 百万円

充当可能基金額 8,209 百万円

特定財源見込額 502 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 7,492 百万円

- ⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

－百万円

- ⑥ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

- i. 指定区間外の国道

土地 ー百万円

工作物 ー百万円（減価償却累計額 ー百万円）

- ii. 指定区間の一級河川等

土地 ー百万円

工作物 ー百万円（減価償却累計額 ー百万円）

- ⑦ 建物のうち、PFI 事業に係る資産は、該当ありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △68 百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

実質赤字比率	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	13,690 百万円	13,462 百万円
繰越金に伴う差額	348 百万円	－
地方自治法 233 条の第 2 項に基づく剰余金に伴う差額	－	318 百万円
資金収支計算書	13,342 百万円	13,780 百万円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	497 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	205 百万円
未収・未払債務等の増加（減少）	99 百万円
減価償却費	△1,357 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	7 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△4 百万円
資産除売却益（損）	△20 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△865 百万円

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

該当なし